

2大改正テーマ「民法改正」「事業承継税制」を 4人のスペシャリストが解説！

講座
1

税理士業務(税務)との関わりで 捉える民法(相続編等)改正

～本年7月1日施行～

講座
2

総合解説 個人と法人の 事業承継税制

～新税制と最新実務について～

日時 2019年6月18日(火) 講座1:10:00～12:00 講座2:13:00～16:00

受講料 講座1:12,960円 [会員:11,520円] (テキスト、消費税を含む)

講座2:19,440円 [会員:17,280円] (テキスト、消費税を含む)

※会員特典「セミナー無料クーポン(webクーポン)」の対象です。無料クーポンをご利用の場合は、1講座につき1枚必要です。

会場 鉄鋼カンファレンスルーム 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング(南館4階)

講師 吉岡 毅氏 奥・片山・佐藤法律事務所 パートナー 弁護士

玉越 賢治氏 税理士法人タクトコンサルティング 代表社員 税理士

城所 弘明氏 城所会計事務所 所長 公認会計士・税理士・行政書士

伊藤 良太氏 ベイス法律事務所 代表 弁護士

申込先



丸の内税研アカデミー
MARUNOUCHI ZEIKEN ACADEMY

東京都千代田区丸の内1-8-2
鉄鋼ビルディング
TEL.03-6777-3450

セミナー検索
お申込みは



講座1 税理士業務(税務)との関わりで捉える民法(相続編等)改正～本年7月1日施行～

昨年6月、7月と立て続けに民法改正が行われました。6月の成年年齢の引下げは明治9年の大政官布告以来、7月の相続法改正は、大規模なものとしては昭和55年以来です。

成年年齢の引下げは、世界的な潮流もあり18歳以上を大人として扱い積極的な社会参加を促すことを目的としています。相続法改正は、我が国の平均寿命が延び、社会の高齢化が進展するなど社会経済の変化が生じており、このような変化に対応するためのものです。

相続法の改正は、配偶者の居住の権利、特別の寄与制度の創設のほか、遺産分割、遺言制度、遺留分制度、相続の効力等に関する見直しなど、多くの項目にわたり、相続の法的処理に大きな影響を与えるものと思われます。大部分は本年7月1日から施行され、その対応が必要となるため、改正のポイントについて説明します。

また、改正項目のうち、配偶者居住権の創設、居住用不動産の夫婦間贈与等に関する推定規定、遺留分制度の見直し、特別寄与制度の創設などの点については、税務に影響を与えることが予想されるため、その取扱いについて平成31年度税制改正に基づき解説します。

主なセミナー内容

I 民法(相続編)改正のポイントと実務への影響 10:00～11:00(吉岡氏)

1 配偶者の居住の権利について

- ① 配偶者居住権
- ② 配偶者短期居住権

2 遺産分割等に関する見直し

- ① 婚姻期間が二十年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与
- ② 遺産の分割前における預貯金債権の行使

3 遺言制度に関する見直し

- ① 自筆証書遺言の方式の緩和
- ② 自筆証書遺言保管制度

4 遺留分制度の見直し

- ① 遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の範囲
- ② 遺留分侵害額の請求
- ③ 受遺者又は受贈者の負担額

5 相続の効力等に関する見直し

- ① 共同相続における権利の承継の対抗要件
- ② 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等

6 特別の寄与

II 民法改正に伴う税務の対応 11:00～12:00(玉越氏)

1 成年年齢の引下げが税務に及ぼす影響

- ① 相続税の未成年者控除
- ② 相続時精算課税制度
- ③ 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税率の特例
- ④ 相続時精算課税適用者の特例
- ⑤ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度(及び特例制度)

2 配偶者居住権の創設に伴う税務の取扱い

- ① 配偶者居住権とそれが設定された建物の評価
- ② 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地利用権とそれが設定された敷地の評価

- ③ 配偶者居住権は登記できるのか

- ④ 配偶者居住権は物納できるのか

- ⑤ 配偶者居住権が設定された居住建物の固定資産税は誰が負担すべきなのか

3 特別寄与料の創設に伴う税務の取扱い

- ① 特別寄与料に対する相続税の取扱い
- ② 相続人が支払う特別寄与料の相続税の取扱い

4 夫婦間における居住用不動産の贈与等と贈与税の配偶者控除との関係

5 遺留分侵害額請求権制度が税務に及ぼす影響

講師紹介

吉岡毅氏(講座1-I)

奥・片山・佐藤法律事務所 パートナー 弁護士

中央大学法学部法律学科卒業。最高裁判所、東京地方裁判所等を経て、平成4年 弁護士登録(第一東京弁護士会)、平成30年 奥・片山・佐藤法律事務所パートナー

主な役職:東京簡易裁判所民事調停委員、経済産業省中小企業政策審議会臨時委員、中小企業庁事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会委員、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会専門委員、日本弁護士連合会事務次長等を歴任

主な著書・論稿:「中小企業事業承継の実務対応」(銀行法務21 2008年9月増刊)、「中小企業に対する法的支援の試み」(ジュリスト 1391号)、「民法(相続法)の改正と事業承継」(金融法務事情 2107号)他多数

玉越賢治氏(講座1-II、講座2-I、II)

税理士法人タクトコンサルティング 代表社員 税理士

関西大学経済学部卒業。商工中金(商工組合中央金庫)、株式会社リクルートを経て、平成6年 株式会社タクトコンサルティング入社 同年、税理士登録、平成15年 税理士法人タクトコンサルティング設立 代表社員、平成24年 株式会社タクトコンサルティング 代表取締役社長

主な役職:中小企業庁「事業承継検討会」委員、同「事業承継ガイドライン改訂小委員会」委員、日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員、東京商工会議所「事業承継対策委員会」学識委員、同「税制委員会」委員等を歴任

主な著書・共著:「新事業承継税制の要点を理解する」(税務研究会)、「事業承継 実務全書」(日本法令)、「金融機関のための事業承継の手引き」(経済法令研究会)他多数

講座2 総合解説 個人と法人の事業承継税制～新税制と最新実務について～

平成30年に事業承継税制の特例措置が創設されたのに続き、平成31年度税制改正において個人事業者の事業承継税制が創設されました。中小企業者数の減少傾向に歯止めがかからない理由として、とりわけ小規模事業者、個人事業者の廃業が急激に進んでいることが挙げられます。前半では、このような状況を打開するために創設された個人版事業承継税制について、税制創設を要望した日本商工会議所の税制専門委員会学識委員である講師が、その制度の概要と問題点、従来から存在する小規模宅地等特例(特定事業用宅地等)とどちらを使うのが有利なのか、事業承継税制との考え方の違いは何か等について、解説します。

また、新事業承継税制が創設されて1年が経過し、特例承継計画の提出件数は順調に伸びています。ただ、新事業承継税制は適用期間が10年であることから贈与税の猶予制度として生前対策として実行すべきだと理解しているものの、その仕組み・手続きが難解で、提案に躊躇している専門家、実行(贈与)に踏み切れていない経営者も多いのではないのでしょうか。後半では、新事業承継税制はどこがどう変わったのか、どのように進めていけば良いのか、進めるにあたって注意しておかなければならない点は何か、適用にあたっての盲点はないのか等について、従来から事業承継税制に積極的に取り組み、また、旧事業承継税制及び新事業承継税制の成立・改正に関与してきた専門家が、パネルディスカッション形式で解説します。

- 事業承継税制の全体像・概要については理解されている方向けの中・上級編で、以下のような方々にオススメのセミナーです
- ・相談を受けている税理士・公認会計士等土業専門家 ・提案を検討している専門家(金融機関、経営コンサルタント等)
- ・メリット、デメリット、落とし穴を知りたい企業経営者・経営幹部や相談役

主なセミナー内容

I 個人版事業承継税制の概要と実務に与える影響 13:00～14:00(玉越氏)

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 個人版事業承継税制創設の意義2 個人版事業承継税制の概要3 個人事業者の贈与税の納税猶予制度4 個人事業者の相続税の納税猶予制度 | <ol style="list-style-type: none">5 個人版事業承継税制適用にあたっての留意点6 個人版事業承継税制と小規模宅地等特例とはどちらの選択が有利か7 個人版事業承継税制と事業承継税制との相違点 |
|---|---|

II 新事業承継税制の実務と留意事項(パネルディスカッション) 14:00～16:00(城所氏、玉越氏、伊藤氏)

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 一般措置と特例措置<ul style="list-style-type: none">・雇用要件の実質的撤廃の「実質」とは? 等2 先代経営者等(贈与者)<ul style="list-style-type: none">・1人の贈与者が行う贈与の回数と時期・適用対象者拡大の問題点 等3 後継者(受贈者)<ul style="list-style-type: none">・複数後継者の問題点(贈与による承継の場合) 等4 対象会社、対象株式<ul style="list-style-type: none">・後継者の取得株式数要件・黄金株(拒否権付種類株式)、他の種類株式、属人的株式の取扱い 等 | <ol style="list-style-type: none">5 特例承継計画、特例認定申請、マニュアル<ul style="list-style-type: none">・計画の提出及び贈与・相続の期間制限・特例承継計画の確認 等6 贈与から相続への切替え<ul style="list-style-type: none">・一般措置適用者に相続が発生した場合の適用 等7 相続時精算課税制度と暦年課税制度<ul style="list-style-type: none">・事業承継に係る贈与税の体系・二つの贈与税制度のメリット、デメリット 等8 民法との関係<ul style="list-style-type: none">・遺留分に関する民法の原則・遺留分算定の基礎財産 等9 平成31年度税制改正における留意点10 今後の活用における実務上の課題 |
|--|--|

城所弘明氏(講座2-II)

城所会計事務所 所長 公認会計士・税理士・行政書士

横浜国立大学卒業、監査法人中央会計事務所を経て、昭和55年 城所会計事務所設立

主な役職:中小企業庁「事業承継検討会」委員、同「事業承継ガイドライン改訂小委員会」委員、日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員、東京商工会議所「税制委員会」委員等を歴任

主な著書・共著:「事業承継スタートノート」(清文社)、「専門家のためのQ&A 経営承継円滑化・事業承継税制徹底活用」(ぎょうせい)、「事業承継支援マニュアル」(日本公認会計士協会)、「事業承継ガイドライン20問20答」(中小企業庁)他多数

伊藤良太氏(講座2-II)

ベイス法律事務所 代表 弁護士

平成22年 早稲田大学大学院法務研究科終了 同年、司法試験合格、平成24年 弁護士登録、平成27年 中小企業庁 事業環境部財務課 採用(課長補佐)、平成27年経営承継円滑化法改正、平成28年事業承継ガイドライン(案文執筆)、平成29年度事業承継税制改正、事業承継補助金、事業承継ネットワーク構築事業に携る、平成29年 ベイス法律事務所 設立

主な共著:『「新・事業承継税制」徹底解説』(清文社)

日 時

2019年6月18日(火)

● 講座1 : 10:00~12:00 ● 講座2 : 13:00~16:00

受講料

講座1 : 12,960円 [会員:11,520円] (テキスト、消費税を含む)

講座2 : 19,440円 [会員:17,280円] (テキスト、消費税を含む)

会 場

鉄鋼カンファレンスルーム 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング(南館4階)

申込方法

ホームページからお申込みください

(FAXの場合は下記をご利用ください)

税研 セミナー

検索

このセミナーは会員特典「セミナー無料クーポン(Webクーポン)」の対象です

(1講座につき1枚必要です)

※クーポンのご利用は「税研ウェブサービス」から(右記QRコードからサイトへのアクセスが可能です)。

※キャンセルの場合は、開催日の前営業日15時までにご連絡ください(受講料ご返金の際の振込手数料はお客様負担となります)。

代理の方のご出席もお受けいたします。当日欠席された場合は、返金は致しかねますのでご了承ください。



申込先

FAX.0120-67-2209

※撮影・編集して、後日Webセミナーとしてリリース予定

講座1 : 税理士業務(税務)との関わりで捉える民法(相続編等)改正~本年7月1日施行~

講座2 : 総合解説 個人と法人の事業承継税制~新税制と最新実務について~

FAX申込書

●ご希望のセミナーに をつけてください 講座1 : No.121776 講座2 : No.121777

お客様コード

HP用

郵便番号

〒

所在地

フリガナ

TEL

会社名

FAX

部課名

参加者

氏名

フリガナ

フリガナ

e-mail

支払い方法
(お選びください) 銀行振込(手数料はお客様負担)
 郵便振替申込担当者
部署・氏名

受講票は原則として受講者へメールで送信しますが、お申込み担当者への送信をご希望の場合は、ご担当者のメールアドレスをご記入ください

個人情報保護方針について: ご記入頂きました個人(法人)情報につきましては、当社商品の案内やセミナー開催に関する情報を提供する以外の目的では利用いたしません。又、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。

丸の内税研アカデミー(税務研究会) 行 <https://www.zeiken.co.jp/seminar/> FAX 0120-67-2209